

原の辻一支国王都復元公園指定管理者

施設維持管理業務 添付資料



原の辻ガイド施設

令和8年8月

壱岐市文化スポーツ振興課



添付資料 原の辻一支国王都復元公園 指定管理者 施設維持管理業務基準

1. 原の辻一支国王都復元公園の管理運営に関する基本方針

原の辻一支国王都復元公園指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、復元公園の管理運営にあたって、以下を基本方針として取り組むこととする。

(1) 本質的価値を構成する枢要の要素の保存管理

- 原の辻遺跡の本質的価値を構成する枢要の要素は「遺構」であり、遺跡地内に残る遺構を良好な状態で保持し、未来に残していくことが保存管理の目的である。
- 日常的な点検を行うことで、異常を早期に発見し、その原因〔気象災害・自然崩落・人的破壊〕を究明し、き損状況を報告し、保存対策を講じる。
- 復元公園内〔体験水田を含む〕でイベントを計画する際は、設備の埋設や重機の搬入により、「遺構」を破壊しないように細心の注意が必要であると同時に、発注者である壱岐市と十分な協議をもち、実施すること。

(2) 原の辻一支国王都復元公園の役割

① 原の辻遺跡の歴史や文化を学ぶ場の提供

復元公園を最大限活用し、現地案内を通じて、2000年前の一支国の王都の姿を見学者に伝える。また、ガイダンス施設では、古代技術体験を通じて、古代の文化にも触れる役割を果たす。

さらに吉崎市が行う出前講座などと連携を図ることで、一過性の学習ではなく、一貫性のある復元公園の活用を目指す。一貫性の学習を行うことで、原の辻遺跡の総合的な理解へとつながり、地域への愛着や伝統文化への関心を高める効果を得る。そのためには、社会・歴史だけでなく、図工〔写生大会〕、理科〔植物観察〕、体育〔ウォークラリー〕など幅広い教科での利用を促し、幅広く遺跡を活用するメニューを提供し、実行することが必要である。

② 住民の文化的活動や憩いの場の提供

原の辻遺跡は、歴史や文化を学ぶ場としてだけでなく、イベントやレクリエーションなど文化的活動の場としての活用、さらには公園としての住民の憩いの場としての役割も兼ね備えている。

③ まちづくりと地域のアイデンティティの創出

内海湾を中心とした官民一体となったまちづくりを進めるうえで、原の辻一支国王都復元公園は、吉崎市立一支国博物館とともに重要な拠点の1つに位置付けられている。「弥生原風景を彷彿させる原の辻の景観」を

維持するため、復元公園内だけでなく、遺跡から見える景観の保護にも取り組む必要がある。それにより、地域の財産を活かしたまちづくりとアイデンティティを守り、創造していく特色あるまちづくりにつなげていく。

④ 文化的観光資源としての公開活用

団体ツアーや修学旅行等の大人数での公園見学の需要もあるが、近年は、少人数で、目的をもって島内を周遊する観光形態に変化する中で、来園者のニーズに合った対応が必要である。ホスト＆ゲストの交流を通じて、交流人口の拡大を図り、お互いに知識や感性を刺激しあう持続的な文化的観光の在り方を目指す。

⑤ 原の辻に関する情報提供

原の辻遺跡の発掘調査は現在も続いており、常に新しい成果が得られている。常に進化する遺跡の情報を、いち早く国内外に発信することで遺跡の価値を高めていく。また、最新情報をネット配信だけでなく、情報誌の刊行やパンフレットの作成なども新たな知見を踏まえた内容に更新していく。

⑥ 地域連携及びボランティアの育成

全国にある復元公園を持つ史跡と連携し、ボランティア同士の交流によって知識を高めるとともに、相互理解を深める。島外研修や講習会を開催し、ヘリテージマネージャー〔歴史文化遺産活用推進員〕を養成することで、質の高い公園案内コンシェルジュを育成する。

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

以上のことを踏まえ、指定管理者は(2)の①～⑥の業務について取り組まなければならない。

ただし、◎印については、業務の取組みや手法、具体的な事業内容等は指定管理者が自由に提案できることとする。

◎ア)開館日

原の辻一支国王都復元公園条例施行規則の規定に準じ、開館日を設定することができる。

(上記の規定による現行の開館日)

1月4日～12月28日までのうち、水曜日を除く日

ただし、水曜日が祝日の場合も閉館 閉館日の振替なし

◎イ)開館時間

ガイダンス施設は、午前8時45分から午後9時まで開館できる

原の辻一支国王都復元公園条例施行規則の規定に準じ、開館時間を設定することができる。

(上記の範囲内における現行の通常開館時間)

午前9時から午後5時〔最終入館は午後4時30分〕まで

ウ)公平性の確保

復元公園の管理運営にあたっては、住民の公平な利用について確保すること〔島内小中学校の利用についても同様とする〕。

工)禁止事項

- ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの。
- ・集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの。
- ・復元公園をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるもの。

オ)人権への配慮

- ・教育普及事業や情報発信、その他すべての管理運営事業の活動において、人権の保護に最大限の配慮を行うこと。

カ)管理運営事業を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

- ・指定管理者は、壱岐市個人情報保護条例第6条及び第7条の規定に基づき、別途締結する協定書において「受託者が講ずべき安全確保の措置」として、市が明示した措置を実施するものである。

また、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない〔退職後もその対象となるものである〕。

違反した場合は、同条例の罰則規定の適用がある。

【参考条例】壱岐市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 246 号)参照

キ)情報の公開

- ・壱岐市情報公開条例第32条の規定を準用し、指定管理者が保有する情報

のうち、復元公園の管理運営業務に係るものの公開に積極的に努める必要がある。

【参考条例】[吉崎市情報公開条例\(平成16年条例第10号\)](#)参照

ク)危機管理体制の構築

- ・不特定多数の人が集まる公の施設として、災害、有事、伝染病等、緊急時には、市、警察、消防署など関係者と協議の上、適切な対応を取らなければならない。そのためには、市と協議し、危機管理体制の整備及び講習等を積極的に受ける必要がある。

ケ)市との緊密な連携

- ・管理運営にあたって市との緊密な連携のため、以下の業務に応じる必要がある。

①月報による入館者数報告

②運営月例協議会

業務の進捗状況や施設管理に関する報告

関係者のスケジュールの確認などを行う。月1回の開催を原則とする

③管理運営協議会

復元公園の経営方針や用途の連携について協議する。年2回の開催を原則とする。

その他、市が招集を必要とする場合は、指定管理者は速やかに対応してはならない。

(4)公園管理に関する業務

ア)公園内除草・清掃 計 21.09h 鈐 ※除草・清掃対象範囲は別紙①参照

①導入エリア【適時】	0.24鈐
②高元体験広場【適時】	0.44鈐
③中心域【適時】	2.49鈐
④東側環濠域【適時】	0.87鈐
⑤未整備地(壱岐市所有かつ国特別史跡指定地)【適時】	17.05鈐

- ・公園内の除草作業については、3月～11月〔9ヵ月間〕を通して、計画的に実施すること。 ※12月～2月〔3ヵ月間〕は任意実施

※国特別史跡地及び遺跡範囲内であるため、現状を変える行為は不可
※受注者に原因が帰するき損・破損については、すべてその責任を負い、損害賠償等の請求についてもすべて受注者が対応すること

イ)建物内及び環濠内の管理

- ① 復元建物内の清掃管理 【適時】
- ② 復元環濠の水量及び水質の観察 【週/1回】
- ③ 環濠内の清掃管理 【年/1 回】
- ④ 原の辻ガイダンス施設開館日における復元建物の扉開閉業務【適時】

- ・復元建物内の清掃は、通年業務として必要に応じて実施すること。
- ・開館日は1日に1回、復元建物の点検をし、開扉及び閉扉を行うこと。

ウ)植物栽培園の管理

- ① 植物栽培園内の雑草除去 【適時】

工)復元建物の維持管理 ※茅葺屋根及び土壁改修計画については別紙②・③参照

- ① 復元建物 17 棟
- ② 管理棟 1棟
- ③ 休憩小屋 1棟 計 19 棟

・茅葺屋根及び土壁の改修は専門知識を有する大工・左官が行うこと。

・復元建物及び管理棟・休憩小屋にき損及び破損が確認された場合は、その原因〔気象災害・自然崩落・人的破壊〕を究明し、き損状況を報告し、協議の上、小規模修繕であれば対応すること。

オ)茅の管理及び資材確保

- ① 茅畑の管理〔播種～収穫〕【適時】
- ② 茅畑の雑草除去【適時】
- ③ 屋根葺き替え用の茅の現地確保【適時】
- ④ 屋根葺き替え用の木材の現地確保【適時】

・茅畑の管理は、通年業務として必要に応じて、適時実施すること。

・屋根の葺き替えに要する茅や木材等は必要に応じて、現地で確保すること。

※現地に自生する茅や木材等の確保に関しては、所有者との協議を行い、許可を取り実施すること。

※受注者に原因が帰する作業中の事故及び所有者間のトラブルについては、すべてその責任を負い、損害賠償等の請求についてもすべて受注者が対応をすること

(5) ガイダンス施設管理に関する業務

ア) 経営マネジメント業務

- ◎① 本業務に係る経営方針にかかるマネジメントを行うこと。

イ) 庶務経理業務

- ① 本業務に係る庶務・経理

- ② 事業実施報告書の作成

発注者より指示があった場合は、速やかに報告書を提出すること

ガイダンス運営に係る事後評価書の作成を行う

発注者より指示があった場合は、速やかに評価書を提出すること

ウ) 広報マネジメント業務

復元公園への入館者総数年間4万人以上を達成するため、効率的で

効果的な広報・マーケティング業務を行うこと。

- ◎① 島内外への積極的な広報活動

- ◎② 広報告知チラシ・ポスターを作成し、配布等による普及啓発活動

- ◎③ ホームページやダイレクトメールなどを活用した事業周知活動

エ) 連携施設・博物館等、学校連携に関する業務

- ◎① 市の政策に基づく他地域の機関・博物館等との多角的な連携推進

- ◎② 市内小中学校及び高等学校等教育機関との多角的な連携推進

オ)施設及び付属施設等の維持管理〔点検〕及び修繕に関する業務

指定管理者は、市との緊密な連携の下、注意義務をもって、施設及び施設設備を適正に維持管理する。施設内にある物品に関しては年1回以上、全点検を行い、その内容を市に報告すること。

① 施設及び施設設備等の維持管理【適時】

※関係法規を遵守のうえ、各種マニュアルに従い、実施すること
指定管理で行う施設維持管理点検及び委託は以下の通り
・消防設備点検 ・電気設備点検 ・自動扉開閉装置点検 ・浄化槽点検
・空調設備点検 ・冷凍冷蔵庫保守点検 ・夜間警備委託 等

【維持管理に関する取決事項】

- ・指定管理者は、施設及び付属施設等〔物品を含む〕の構造及び造作を改変することはできない。
- ・原則として、1件あたり10万円以下の小規模修繕については指定管理者の責において行うものとする。修繕内容によっては、市との協議の上、責任分担を決定する。1件あたり10万円以上の修繕については、現状を事前に報告し、市との協議の上、責任分担を決定する。
- ・市がガイダンスの管理運営に必要と判断した物品については、市が整備するものとするので、原則、設置者負担金での備品購入は認めない指定管理者が単独で購入した備品は、市の物品と異なる表示で管理し、撤収時に搬出することを条件に認める。
- ・施設賠償責任及び来場者傷害保険については、指定管理者が負担金事業として措置する。

(6)業務の運営と組織

指定管理者は、管理運営業務を適正に遂行し、かつ「原の辻一支国王都復元公園活用推進事業」を実施するにあたって、以下のような組織体制及び運営体制が必要である。

ア)効果的かつ効率的な執行体制及び組織体制の整備

- ・迅速な意思決定を可能とする執行体制を整備するとともに、適材適所の人材を配置することで各スタッフの能力を十分に発揮させる組織体制を構築すること。

イ)明確な責任体制の整備

- ・管理運営を統括する責任者を専任〔兼任不可〕し、その所在〔島内在住を条件とする〕を明確にすること。
- ・統括責任者は本業務における最高責任者と位置付け、迅速かつ確実に意思決定を行い、業務を遂行すること。

ウ)専門スタッフの配置

- ・必要な能力を持つ人材を適切な形態で雇用し、業務量に応じた人員を確保すること

- 茅葺替え業務(葺替えを行う知識を有する専門スタッフ)
- 土壁改修業務(土壁の改修を行う知識を有する専門スタッフ)
- 公園案内業務(復元公園をガイドする専門スタッフ)